

『様式集』

<様式一覧>

様式 1	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書 ※（裏面）未就学児状況、貸付希望額、連帯保証人記入欄
様式 2	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付（承認・不承認）決定通知書
様式 3	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金借用証書
様式 4	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金送金口座 （申込・変更）申請書
様式 5	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付に伴う個人情報の取扱（同意書）
様式 6	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金返還猶予申請書
様式 7	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金返還猶予申請結果通知書
様式 8	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金返還免除申請書
様式 9	業務従事届
様式 10	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金返還免除申請結果通知書
様式 11	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金返還計画書
様式 12	未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付金返還通知書
様式 13	住所・氏名変更届
様式 14	辞退届
様式 15	退職届
様式 16	休職・復職・停職届
様式 17	在職証明書
様式 18	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金貸付変更申請書

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人

福島県社会福祉協議会長 様

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付を受けるに当たっては、貸付要件を遵守いたします。

フリガナ		性別	生年月日
申請者 氏 名	印	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
住 所	〒 自宅 () — 携帯 () —		
誓約事項	私は、以下のいずれかの要件（該当番号に○印）を満たしており、かつ、他から本貸付と同種の資金を受けていないことを誓約いたします。 1 未就学児を持つ保育士であって、以下に掲げる施設又は事業に新たに勤務する者であり、保育士として週 20 時間以上の勤務に従事する者であること。 2 以下に掲げる施設又は事業に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者であり、保育士として週 20 時間以上の勤務に従事する者であること。 (施設又は事業の該当記号に○印) ア 保育所 イ 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設 ウ 幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設 エ 認定こども園 オ 家庭的保育事業 カ 小規模保育事業 キ 居宅訪問型保育事業 ク 事業所内保育事業 ケ 病児保育事業であって、知事に開始届出を行ったもの コ 一時預かり事業であって、知事に開始届出を行ったもの サ 山間地その他の地域において特例保育を実施する施設 シ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 ス 企業主導型保育事業		

(様式1の裏)

未就学児の状況	フリガナ	性別	生年月日	年齢	保育料（月額）
	氏 名				
		男・女	年 月 日	歳	円
		男・女	年 月 日	歳	円
		男・女	年 月 日	歳	円
	1 か月あたりの保育料 合計 円 …①				
貸付希望額 月額保育料合計の半額。 貸付希望額の上限は月額 27,000円以内とし、 千円未満を切り捨てた額 とすること。	① ÷ 2 = 円				
	月額 円（千円単位）				
	合計 円（ 月分）				
貸付希望期間	年 月から 年 月まで ※貸付期間は、1年以内とする。				
就職（復帰） 年月日	年 月 日				

連 帯 保 障 人	フリガナ		性別	生年月日
	氏 名	印	男 ・ 女	年 月 日（ 歳）
	自 宅 住 所	〒 自宅（ ） - 携帯（ ） -		
	勤務先 住 所	〒 勤務先電話（ ） -		
	勤務先 名 称			
	収 入	（年額） 円	職 業	
	申請者との 関 係			

添付資料 住民票抄本（申請者、未就学児、連帯保証人）、保育士証の写し、施設型給付費・地域型保育給付費等利用者負担額決定通知書の写し、連帯保証人の所得証明書又は源泉徴収票の写し

施 設 記 入 欄	本貸付金の申請者は、誓約事項の欄にある要件のとおり雇用する（雇用している）ことに相違ありません。	
	施設所在地 （連絡先）	〒 電話番号（ ）
	施設名 施設長名	印

福祉協発第 号
年 月 日

様

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付（承認・不承認）決定通知書

この度申し込みのありました、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付については、下記のとおり承認（不承認）となりましたので、通知します。

記

- 1 審査結果 貸付を承認します ・ 貸付を不承認とします
(以下は、貸付を承認した場合のみ記載)

- 2 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付を承認された方へ

申請のあった未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付は、以下のとおり承認されましたので確認してください。なお、この決定通知の日より起算して14日以内に「提出が必要な書類」を本会まで提出してください。提出がない場合は、貸付を辞退したものとみなします。貸付番号は今後必要となりますので、本決定通知書は大切に保管くださるようお願いいたします。

貸 付 番 号	
借 受 人 氏 名	
貸 付 種 類	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
貸 付 金 額	円 (月額 円)
貸 付 期 間	年 月 から 年 月
連 帯 保 証 人 氏 名	
提出が必要な書類	① 借用証書（様式3） （連帯保証人と連署したもの1部） ② 印鑑登録証明書 （発行より3か月以内、借受人及び連帯保証人のもの各1部） ③ 送金口座（申込・変更）申請書（様式4）（1部） ④ 送金口座通帳の写し（コピー） ⑤ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付に伴う個人情報同意書（様式5）（借受人及び連帯保証人のもの各1部）

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金 借 用 証 書

(収入印紙貼付)

1万円～10万円未満

200円 10万円～50

万円未満400円

割
印

年 月 日

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会 会長 様

借用金額	円
貸付期間	年 月から 年 月 (月分)
内訳	月額 円

福島県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付要領等により、上記のとおり借用しました。

借受人	借受人番号	
	従事先施設 所在地	〒
	従事先施設名	
	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	印
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	自宅 携帯

連帯保証人 (法定代理人)	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	印
	電話番号	自宅 携帯
	借受人との関係	

注 印鑑は印鑑登録証明書の印鑑を使用(押印)すること

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金 送金口座（申込・変更）申請書

年 月 日

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号										
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他 ()									
住 所	〒 -									
フリガナ						生年月日				
氏 名	Ⓜ					年 月 日 (歳)				

次のとおり未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金の送金口座を(申し出・変更を申し出)ます。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

振込先	(金融機関等の名称)						(支店名称)			
	口座の種類	1:普通預金 2:当座預金								
	口座番号 (左づめ)									
口座名義	フリガナ									

【ゆうちょ銀行】

振込先	(金融機関等の名称)						(店名称) ※漢数字で記入			
	ゆうちょ銀行									店
	口座の種類	1:普通預金 (総合口座・通常預金) 2:貯蓄預金 (通常貯蓄預金)								
	口座番号 (左づめ)									
口座名義	フリガナ									

未就学児を持つ保育士に対する 保育料の一部貸付に伴う個人情報の取扱

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「福島県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付」（以下「保育料の一部貸付金」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 11 月、厚生労働省）に基づいて、「福島県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「福島県社会福祉協議会におけるコンピューター情報システムの運用管理に関する規程」により運用します。

記

1 個人情報の利用目的

保育料の一部貸付金の適正かつ円滑な運用を図るため、就労する施設の名称、就労状況、未就学児の状況、資格取得状況のほか、所在状況を把握するため、個人情報を取得し利用します。

2 個人情報の利用

保育料の一部貸付金に係る事務を掌るため、上記 1 の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

(1) 市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について居住地の市区町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのため、転入出先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

(2) 各種金融機関

保育料の一部貸付金の交付に関する払込み、保育料の一部貸付金の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

(3) その他関係機関

就業先（予定を含む）に対して、事実確認のために情報を提供し、または情報の提供を受けます。

3 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記 2 による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。なお、借受人相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

(1) 法令又は条例の規定に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事を遂行することにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4 個人情報の管理

- (1) 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピューターに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、毀損のないように努めます。
- (2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協事務局長をシステム管理者とし、コンピューターを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。
- また、コンピューターの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。
- (3) 保育料の一部貸付金に関わる個人情報については、保育料の一部貸付金の返還が完了した月が属する年度、又は免除を受けた年度から起算して5年が経過した時点で、破棄又は削除します。

5 保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

6 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。もし、保育料の一部貸付金の貸付に関わって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

(苦情対応担当) 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課長

(苦情対応責任者) 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 事務局長

住所 〒960-8141 福島市渡利字七社宮 1 1 1

電話 024-523-1256 FAX 024-573-8201

電子メール shisetsu@fukushimakenshakyo.or.jp

【同 意 書】

※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には□内にチェックを入れ、自署・押印してください。

☐ 私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。

☐ 私は、保育料の一部貸付金の借入に伴い、申請書等の提出書類に記載した個人情報について、本書ならびに福島県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年 月 日

署 名

Ⓜ

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金 返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電 話 () —

次のとおり未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
借受人番号	
借用総額	円(月額 円)
借用期間	年 月から 年 月まで
返還猶予申請期間	年 月から 年 月まで
返還猶予申請理由 (該当番号に○)	1 県内の保育所等において児童の保護等に従事しているため 2 災害のため 3 疾病のため 4 負傷のため 5 その他やむを得ない事由のため ()
理由発生年月日	年 月 日

注 申請理由により、次の書類を添付すること。

- 1 児童の保護等に従事している場合は、それを証する書類
- 2 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類

(様式7)

福 社 協 発 第 号
年 月 日

様

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金
返還猶予申請結果通知書

このたび申し込みのありました未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の返還
猶予申請については、下記のとおり決定（否決）されましたので通知します。

貸 付 番 号		借 受 人 氏 名	
返 還 猶 予 申 請 額	円	返 還 猶 予 決 定 額	円
返還猶予を 許可する期間	年 月 から 年 月まで (年 月)		
返還猶予終了後の 返還期間	年 月 から 年 月まで (年 月)		
備 考			

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金

返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所 〒 ー

氏 名 ⑩

電話番号

貸付を受けている未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金について、返還の免除を受けたいので次のとおり申請します。

貸 付 番 号			借受人 氏 名	
勤 務 先	施 設 名			
	所 在 地	〒 ー		
貸 付 種 類	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付			
貸 付 金 額	金 円			
返 還 免 除 申 請 額	金 円			
申 請 理 由	1 貸付開始期間以降、必要な保育業務に2年以上従事した。 (在職証明書等の写しを添付) 2 死亡 (除籍証明書又は死亡診断書の写しを添付) 3 心身の故障 (診断書等を添付) 4 その他 (以下に記入し、その状況が確認できる書類を添付)			

業務従事届

年 月 日

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長 様

施 設 名

施 設 長 名

印

住 所 〒

電話番号 () -

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
借受人番号	
フリガナ	
保育士氏名	

上記の者は 年 月 日から 年 月 日まで当施設において
保育業務に従事していることを証明します。

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長

このたび申出のありました未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金の返還免除については、下記のとおり決定されましたので通知します。

貸付番号		審査結果	1 決 定 2 否 決
借受人氏名			
返還免除 申請額	円	返還金額	円
返還免除 決定額	円		
返還免除の 否決理由			
返還開始の 年月日と期間	年　月　日から　年　月　日まで		
返還方法	1 月賦の場合（月額　円）×（12 か月×　年）＝　円 ※均等払による生ずる端数は初回の返還時に加算します。 2 一括返還　　本会指定口座へ送金 <指定口座>　東邦銀行　渡利支店　普通　〇〇〇〇〇 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 会長　〇〇　〇〇名義		
返還期限	月額払い ⇒ 毎月〇〇日下記口座より自動引落し 一括返還 ⇒ 年　月　日まで ※ 金融機関が休業日にあたるときは、その前日の営業日。 返還が遅延した場合は「延滞利子」（返還期限の翌日から返還までの延滞日数に 応じ、年5%の割合）を徴収します。		
振替口座 （月賦の場合）	①金融機関名 ②支店名 ③預金種類 普通・当座 ④口座番号 ⑤口座名義		

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金 返還計画書

年 月 日

社会福祉法人

福島県社会福祉協議会長 様

申請者 住 所 〒

氏 名

印

電 話 () -

下記により未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金を返還します。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金
借受人番号	
借用期間 (休止期間)	年 月から 年 月まで (月) (年 月から 年 月まで (月)
借用金額	円
返還総額	円
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで ※貸付期間終了後 2 年以内
返還方法 (該当項目に☑)	☐ 一括の場合 ※返還予定日 年 月 日 ☐ 月賦の場合 1 回 円 × 回 = 円 (端数が生じる場合) 初回のみ 円 ※返還予定日 毎月 日
備 考	

- 注 1 月賦で端数が生じた場合は、初回に加算することとし、百円未満の合計額を加算した額を記入すること。
- 2 返還は福島県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付要領第19に定める期間までに終了すること。

福 社 協 発 第 号
年 月 日

様

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金
返還通知書

あなた様に貸し付けております未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付金については、下記のとおり返還の開始となりますので通知します。

なお、貸付金の返還は、5年を限度として均等払により返還していただきますようお願いいたします。振込手数料は、別途ご負担をお願いいたします。

返還が遅延した場合は「延滞利子」（返還期限の翌日から返還までの延滞日数に応じ、年5%の割合）を徴収します。

貸 付 番 号		借受人氏名	
返 還 免 除 申 請 額	円	返還金額 円	
返 還 免 除 決 定 額	円		
返 還 開 始 の 年 月 日 と 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
返 還 方 法	1 月額の場合（月額 円）×（ 月）＝ 円 ※均等払いより生ずる端数は、初回の返還時に加算します。 2 一括返還 本会指定口座へ送金 <指定口座> 東邦銀行 渡利支店 普通 ○○○○○ 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 会長 ○○ ○○名義		
返 還 期 限	1 月額払い ⇒ 毎月○○日 金融機関口座より自動引落し 2 一括返還 ⇒ 年 月 日まで		
振替口座（月賦の場合）	①金融機関名 ②支店名 ③預金種類 普通 ・ 当座 ④口座番号 ⑤口座名義		

住所・氏名変更届

年 月 日

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名

印

電 話 () -

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付		
借受人番号			
借 受 人	旧	フリガナ	
		氏 名	
		住 所	〒 電話 () -
	新	フリガナ	
		氏 名	
		住 所	〒 電話 () -
連帯保証人	旧	フリガナ	
		氏 名	
		住 所	〒 電話 () -
	新	フリガナ	
		氏 名	
		住 所	〒 電話 () -
変 更 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		

添付資料 住民票など変更事項を証明する書類

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名

印

電話番号 () -

下記のとおり未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付を辞退しますので、届け出ます。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
借受人番号	
貸付決定金額	円
貸付決定期間	年 月分から 年 月分まで
借用済金額	円
借用済期間	年 月分から 年 月分まで
辞退の時期	年 月
辞 退 額	円 (未交付額を含む)
辞退理由	

退職届

年 月 日

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話番号 () -

下記のとおり貸付決定時の勤務先を退職しましたので、届け出ます。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
借受人番号	
フリガナ	
氏 名	
退 職 年 月 日	年 月 日
業 務 従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

休職・復職・停職届

年 月 日

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名

印

電話番号 () -

このたび、貸付決定時の勤務先を（休職、復職、停職）しましたので届け出ます。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
借受人番号	
氏 名	
届 出 事 項 (該当番号に○)	1 休職 (年 月 日から 年 月 日まで)
	2 復職 (年 月 日)
	3 停職 (年 月 日から 年 月 日まで)
理 由	

在職証明書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

施設事業所名 _____

所 在 地 _____

代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

下記の者は、以下のとおり在職し保育士として従事していることを証明します。

借 受 人	氏 名	
	職 名	
	現住所	〒 ー
	勤務開始日	年 月 日

未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付金 貸付額変更申請書

社会福祉法人

福島県社会福祉協議会長 様

住所〒

氏名

印

電話番号 () -

下記のとおり、当該貸付決定時の保育料が変更になりましたので届け出、申請をいたします。

借受人番号			
氏 名			
未就学児の状況		変 更 前	変 更 後
	氏 名	保育料 (月額)	保育料 (月額)
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
変更する事項	1か月あたりの 保育料の合計・・・①	円	円
	① ÷ 2 =	円	円
	貸付希望月額 (千円単位) (27,000円上限)	円	円
	合 計	円 (月分)	円 (月分)
	変更年月日	年 月 日から	

※保育料変更通知の写しを添付してください。

※貸付保育料が増額になる方は新たに借用証書の提出が必要です。